

発達障害者支援の課題と方向性(案)

目次

1. はじめに	1
2. 発達障害者を取り巻く状況	1
(1) 京都府内の発達障害者数	
(2) 京都府における主な発達障害者支援	
3. 発達障害者支援の課題と方向性	3
(1) 発達障害者支援によって目指すべき社会	3
(2) オール京都体制の支援・連携ネットワークの構築	3
(3) ライフステージに対応した支援	4
① 乳幼児期	
② 学齢期	
③ 成人期	
(4) 支援体制の整備	8
① 相談支援体制	
② 医療提供体制	
③ 福祉サービス提供体制	
(5) 人材の育成	10
(6) 発達障害の理解促進	10
(7) その他	11
(参考)	
・委員名簿	
・参考1:京都府の主な発達障害者支援	
・参考2:京都府における発達障害者関連施設等	
・参考3:京都府における発達障害者関連施設等の役割	
・参考4:発達障害者支援センター・発達障害者圏域支援センターの実績	
・参考5:発達障害児等早期発見・早期療育支援事業の実績	
・参考6:保健所における平成24年度の取組状況(発達障害児等早期発見・早期療育支援事業)	

京都府発達障害者支援体制整備検討委員会

平成25年 月

1. はじめに

- 発達障害については、発達障害者支援法が平成17年から施行され、京都府においても、発達障害者の自立と社会参加を目的として、発達障害者の早期発見・早期療育の支援とともに、学校教育における支援、就労の支援、発達障害者支援センターの設置等が行われてきた。
また、平成22年には障害者自立支援法と児童福祉法が、平成23年には障害者基本法が改正され、発達障害者がそれぞれの法律の「障害者」や「障害児」に含まれ、障害福祉サービス等の対象となることが明確にされた。
- このような中で、京都府発達障害者支援体制整備検討委員会では、発達障害者支援体制整備事業、発達障害児等早期発見・早期療育支援事業、事後支援・就学支援モデル事業等に関する検討を行ってきたが、発達障害者支援全般にわたる課題や方向性の検討までは行っていなかった。
このため、本年度、本検討委員会に関係機関や市町村から新たな委員の参画を得た上で、ライフステージ(乳幼児期～成人期)を通じて、京都府、市町村、保健、医療、福祉、教育、就労等が連携して適切な支援が継続的に提供されるよう、中長期的な視点に立って、発達障害者支援のあるべき姿について検討してきたところであり、今後、今後5年間を目途として取り組むべき対策の方向性を示した本報告書を取りまとめたものである。
- 京都府においては、今後、本報告書に基づき、リーダーシップを発揮しながら、関係者と連携・協力して、発達障害者支援の一層の充実に取り組んでいくことを期待する。

(平成24年度の開催状況)

	開催日	検討項目
第1回	平成24年 10月5日	・発達障害者支援のあり方の検討について ・発達障害者支援の現状と課題について
第2回	11月19日	・発達障害者支援の方向性について
第3回	平成25年 ●月●日	・「発達障害者支援の課題と方向性(案)」について

2. 発達障害者を取り巻く状況

(1) 京都府内の発達障害者数

- 自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の発達障害者については、障害のあらわれ方や程度が多様であるが、これまでの取組や調査の結果から、京都府内の発達障害者数は以下のように推計される。

① 乳幼児期

- 京都府における年中児スクリーニング(5歳児健診)の結果をみると、「要支援」「管理中」と判定された児童の割合は9.6%、「園支援」と判定された児童の割合は16.3%となっている。
※「要支援」: 集団行動、対人行動及び個人行動の問題が大きく、それがしばしばみられ、集団における困り感が強い者
「管理中」: 既に医療機関等を受診している者
「園支援」: 個人の特性はあっても、困り感は見られないか、ごく軽微であり経過観察でよい者

年中児スクリーニングの結果(平成 23 年度)

管理中	4.6%	} 9.6%	} 25.9%
要支援	5.0%		
園支援	16.3%		
問題なし	74.1%		

- ・ 上記の結果から、京都府内の就学前(3～5歳)の「要支援」「管理中」の児童数は約 6,000 人、1学年に約 2,000 人と推計される。また、京都府内の就学前(3～5歳)の「園支援」の児童数は約 10,500 人、1学年に約 3,500 人と推計される。

② 学齢期

- ・ 文部科学省の「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査」の結果をみると、学習面か行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合は、6.5%である。

知的発達に遅れはないものの学習面や行動面で著しい困難を示すと担任教師が回答した児童生徒の割合(小・中学校の通常学級)(平成 24 年)

学習面か行動面で著しい困難を示す	6.5%
学習面で著しい困難を示す	4.5%
行動面で著しい困難を示す	3.6%
学習面と行動面ともに著しい困難を示す	1.6%

- ・ 上記の結果から、京都府内の小・中学校の発達障害の可能性のある児童生徒数は約 13,500 人、1学年に約 1,500 人と推計される。

③ 成人期

- ・ 成人の発達障害者数は不明である。

(2) 京都府における主な発達障害者支援

- ・ 京都府における発達障害者支援については、参考1-1のように、保健、医療、福祉、教育、就労等の分野で様々な支援が行われているところであり、それらの支援の連携を図るため、「支援ファイル」や「移行支援シート」の活用が進められている。
 - ※「支援ファイル」:乳幼児期から学齢期、成人期まで、発達障害者の成長記録や支援内容等を記入し、とじ込んだもの。関係者が情報を共有。
 - 「移行支援シート」:保育所・幼稚園から小学校、小学校から中学校、中学校から高校等への移行に当たり、発達障害者に対する支援内容や配慮事項等を記入し、移行先に引き継ぎを行うもの。支援ファイルにとじ込んでよい。
- ・ また、発達障害の早期発見・早期療育を進めるため、市町村の行う年中児スクリーニング(5歳児健診)及び事後支援(SST(ソーシャルスキルトレーニング)、ペアレントトレーニング、園巡回等)に対して、京都府が財政支援を行っている。
 - ※「SST(ソーシャルスキルトレーニング)」:子どもが集団生活のルールや人間関係づくりを学べるよう、ゲーム等の小集団活動を実施
 - 「ペアレントトレーニング」:ほめられることで子どもが達成感を味わい、自信を深め、将来の生きる力を育めるよう、保護者を対象とした子どものほめ方教室を実施
 - 「園巡回」:臨床心理士や保健師等の専門職が保育所・幼稚園を巡回し、保育士等に対して必要な支援・配慮等に関する指導・助言
- ・ 保健所においては、医師・臨床心理士による「発達クリニック」や市町村への助言・指導、市

町村保健師・保育士・教員等に対する研修等が実施されている。京都府家庭支援総合センターでは、子どもや家庭に関する総合相談や引きこもり相談等が実施されている。

- ・ 学校教育における支援としては、府立宇治支援学校内に「京都府スーパーサポートセンター(SSC)」が設置され、10人の専任スタッフが障害児・保護者・学校等からの相談にあたり、医師・作業療法士・臨床心理士・教育関係者等の33人で構成する「スーパーサポートチーム」が専門的な相談対応等を行っている。さらに、各特別支援学校に「地域支援センター」が設置され、障害児・保護者からの相談対応、教員・医師・臨床心理士等からなる専門チームの各学校への派遣等が実施されている。
- ・ 就労の支援については、府立京都高等技術専門校の「キャリア・プログラム科」において、発達障害者を対象として、職場での適応能力の向上、社会人として必要なマナーやコミュニケーション能力の習得等を目指した職業訓練が行われている。また、京都ジョブパークに障害者を対象とした「はあとふるコーナー」が設置され、ハローワークや京都障害者職業センター等と連携して、相談助言、企業実習、スキルアップ等の総合的な就職支援が実施されている。
- ・ 相談支援体制としては、「発達障害者支援センター」と「発達障害者圏域支援センター」が設置され、発達障害に関する電話相談、面接相談等が行われている。

3. 発達障害者支援の課題と方向性

(1) 発達障害者支援によって目指すべき社会

- ・ 発達障害者一人一人の学習面、行動面、社会性、コミュニケーション等に係る課題に対して、様々な分野の関係者が連携し、ライフステージ(乳幼児期～成人期)を通じて継続的に支援を提供するとともに、府民が発達障害者への理解を深め、必要な配慮を行うことにより、発達障害者が主体的にその人らしく地域で働き、活動し、暮らすなど、自立と社会参加を実現できる社会を目指す。
- ・ さらに、障害のある人もない人も、誰もが障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い、支え合いながら、共に社会の一員として安心していきいきと暮らすことができる社会の実現を目指していく。
- ・ このため、京都府においては、保健、医療、福祉、教育、就労、市町村等と連携・協力して、今後5年間を目途として、優先順位を付けながら、以下の対策の方向性に沿って、発達障害者の早期発見・早期療育、学校教育における支援、就労の支援、生活の支援、支援体制の整備、人材の育成、発達障害の理解促進等に取り組んでいく必要がある。

(2) オール京都体制の支援・連携ネットワークの構築

現状と課題

- ・ 小・中学校の児童生徒の6.5%が発達障害の可能性があると、多くの発達障害者が社会で生活しているが、外見からは分かりにくく、行政、企業、府民の発達障害の理解が不十分な状況にある。

また、発達障害者への支援は様々な関係機関が連携・協力して行う必要があるが、保健、医療、福祉、教育、就労、行政等の支援体制や連携体制はまだ十分とは言えない。

対策の方向性

○ オール京都体制での支援・連携ネットワークの構築

- ・ 保健、医療、福祉、教育、就労、行政等の様々な機関や団体、そして府民が参加した、オール京都体制での発達障害者支援・連携ネットワークを構築する。

○ 課題ごとのプロジェクトチームの設置

- ・ オール京都体制の支援・連携ネットワークの下で、課題ごとや地域ごとに関係者が具体的な解決方策等を協議するプロジェクトチームを設置し、支援の充実や連携強化等を図る。

(3) ライフステージに対応した支援

① 乳幼児期

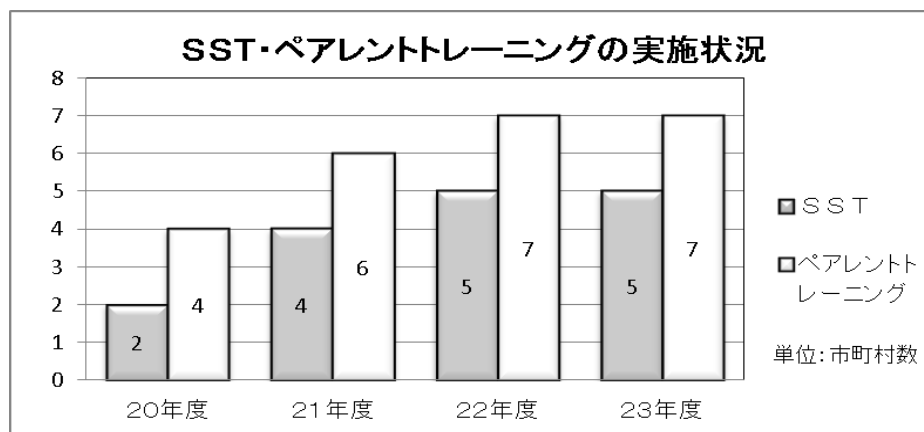
現状と課題

○ 年中児スクリーニング

- ・ 年中児スクリーニング(5歳児健診)については、府内の全ての市町村(京都市を除く)が実施しており、このスクリーニングで「要支援」と判定された児童の約3割がここで初めて「要支援」と判定されていることから、発達障害者の早期発見に有効と考えられる。
しかし、保育所・幼稚園単位でみると、年中児スクリーニングを実施している保育所・幼稚園は約6割に止まり、特に私立保育所・幼稚園では約4割の実施に止まる。
- ・ 年中児スクリーニングの方法について、市町村によっては、保健師や保育所・幼稚園の保育士等が行動に問題のある児童を抽出した上で専門家による判定を実施しており、問診票を用いて実施する市町村は減少している。

○ 年中児スクリーニングの事後支援

- ・ 年中児スクリーニングの事後支援について、22 市町村が園巡回を実施しているが、専門職の確保が難しいこと等から、SSTは5市町村の実施、ペアレントトレーニングは7市町村の実施に止まっており、事後支援を実施する市町村の拡大が課題となっている。



- ・ 「要支援」と判定された児童について、保護者が子どもの障害を受容し、早期に療育が開始できるよう、事後支援体制の充実とともに、保護者に対して精神的サポートや総合的な情報提供をできる相談支援体制の充実を行う必要がある。
また、「園支援」と判定された児童について、保育所・幼稚園の保育士等が園巡回等の支援を受けながら適切に対応できるよう、保育士等の資質向上に取り組む必要がある。

対策の方向性

○ 年中児スクリーニングの実施保育所・幼稚園の拡大

- ・ 京都府と市町村が連携して、私立を含め、保育所・幼稚園の関係団体や、未実施の保育所・幼稚園に働きかけを行う。
- ・ 未実施の保育所・幼稚園に対して、まずは問診票を用いず、保育所・幼稚園の保育士等が行動に問題のある児童を抽出した上で専門家による判定を実施する方法も含め、年中児スクリーニングの実施を促す。このため、市町村の行う年中児スクリーニングに対する京都府の財政支援の見直しを検討する。

○ 年中児スクリーニングの事後支援を実施する市町村の拡大

- ・ 事後支援を行う市町村が拡大するよう、事後支援を行う専門職(作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士、保健師等)を育成し、市町村に紹介する仕組みを構築するとともに、市町村の行う事後支援に対する京都府の財政支援の見直しを検討する。
また、市町村保健師等を対象としてペアレントトレーニング指導者養成を実施する。
- ・ 事後支援に関する専門的分野(発達クリニック、保育士・教員等を対象とした発達障害の理解を深める研修、保育士・教員等を対象とした子どものほめ方教室(ペアレントトレーニング手法の普及)、ペアレントメンター養成等)について、保健所が実施する。

○ ライフステージを通じた体系的な相談支援体制の構築〔後述〕

② 学齢期

現状と課題

○ ライフステージを通じた一貫した支援

- ・ 就学に伴い児童の生活環境が大きく変わるため、学校生活にスムーズに適応できるよう、就学前から就学期への移行に当たり、就学前の本人の状況、支援内容、配慮事項等を小学校に引き継ぐシステムが必要である。また、学年進級に伴い担任教員が替わるとそれまでの支援が途切れてしまう場合や、教員が家庭を含めた生活全般を支援することは困難な場合がある。

「支援ファイル」「移行支援シート」の活用状況(平成23年度)

	活用市町村数
支援ファイル	14市町村
移行支援シート	7市町村

○ 就学中のSST・スクリーニング

- ・ 中丹西保健所が実施した小学2年生を対象とした小集団活動の取組及び福知山市教育委員会のグランドモデル事業の中で実施された小学5年生を対象とした小集団活動の取組の結果、通級指導教室等学校教育の枠組みで実施されるSSTの機会とは別に、社会性やコミュニケーションに課題をもつ児童が、楽しい遊びを通じて他の児童と関わる中で、人と関わるスキルを身に付けられる機会の必要性が、実施側及び保護者で共通認識された。就学後の福祉サービスとしての小集団活動の実施については、今後

の課題である。

- ・ 一方、福知山市教育委員会のグランドモデル事業で実施された小学5年生及び中学1年生を対象とした思春期スクリーニングの結果、思春期支援においては、児童の内面や自己理解の状況を把握することが、具体的な支援を検討する上で有用であることが確認された。また、小学5年生の時点で困り感を有していた児童が支援により中学校で適応良好と判断される場合も多く、小・中学校の移行時期における思春期スクリーニングの有用性が示唆される結果となっている。

対策の方向性

○ 「支援ファイル」や「移行支援シート」の活用促進

- ・ 保育所・幼稚園、小・中・高校等の中で、本人の状況、支援内容、配慮事項等が引き継がれるよう、「支援ファイル」や「移行支援シート」の活用を促進するため、関係者で記入内容や活用方法等を協議し、「支援ファイル」や「移行支援シート」の標準モデル及び記入・活用マニュアルを作成・改訂した上で、地域ごとに独自に修正できるように市町村に電子媒体を提供する。
- ・ 地域ごとに関係者で協議し、「支援ファイル」や「移行支援シート」の引継方法、引継窓口等を定めるとともに、地域の社会資源マップ(保健、医療、福祉、教育、就労等)を作成する。

○ ライフステージを通じた体系的な相談支援体制の構築〔後述〕

○ 就学中のSST・スクリーニングの拡大

- ・ 就学中のSST・スクリーニングについて、モデル事業を踏まえ、社会福祉法人等による地域の児童生徒を対象としたSSTを実施する。また、就学中のSSTの実施拡大、小・中・高校での各段階に応じたSSTの実施等を検討する。就学中のスクリーニングについて、学校健診への追加の可能性も含め、検討する。

○ 「包み込まれているという感覚」を実感できる学級づくり

- ・ 発達障害に係る専門的な知識と技能を有する教員の養成・配置、学生支援員の派遣、非常勤講師の配置等を進めるとともに、教員等を対象とした子どものほめ方教室(ペアレントトレーニング手法の普及)を実施する。
- ・ 発達障害ではない児童生徒やその保護者の発達障害への理解を深めるための教育・啓発とともに、発達障害者を含むクラス全員を対象にしたSSTについて検討する。

③ 成人期

現状と課題

○ 就労に向けた支援

- ・ 学齢期から、将来的な就労に向けた支援を行うことが重要である。
- ・ 一般就労を希望する発達障害者について、職業人の基本ルール・マナーの習得、コミュニケーション能力や社会生活の技能の向上、企業実習等の就労支援を行う必要がある。
- ・ 雇用先の確保のためには、地域や企業などによる発達障害の理解が不可欠である。

○ 生活支援

- ・ 発達障害者が就労継続支援事業所、生活訓練、地域活動支援センター等を利用する場合に、事業所の対応ノウハウが不十分なことがある。
- ・ 自閉症等で強度行動障害をもつ人について、在宅や入所施設において支援が困難となっている場合がある。

対策の方向性

○ 就労に向けた支援の充実

- ・ 高校において、ハローワーク等と連携して、引き続き計画的・組織的な進路指導(キャリア教育)を実施するとともに、企業やNPO、教育訓練機関等と連携し、多様な職業訓練の機会を拡充するなど、一人一人の自立と社会参加を目指した取組を推進する。
- ・ 障害者職業センターにおいて、発達障害者に対する専門的支援として、センター内での技能体得のための講座(問題解決技能、対人技能、リラクゼーション技能、作業マニュアル作成技能)、事業所での体験実習等を通じた実践的な支援を組み合わせた発達障害者就労支援カリキュラムを行う。
- ・ 発達障害者支援センター及び発達障害者圏域支援センターにおいて、発達障害者から就労に関する相談を受け、必要に応じて、障害者職業センター等と連携して就労準備プログラムを行い、ハローワーク、はあとふるコーナー、障害者就業・生活支援センター等の利用支援を行う。
- ・ 障害者就業・生活支援センターにおいて、一般就労を行う発達障害者、発達障害者を雇用する企業、雇用を考えている企業からの相談を受け、関係機関と連携しながら、必要に応じて企業を訪問して、適切な就労環境や配慮等に関する助言を行う。また、発達障害を雇用する企業の事例について周知啓発を行う。
- ・ 発達障害者の「福祉から雇用へ」の移行を支援するため、就労継続支援事業所の障害者に対する一般就労に向けた個別伴走支援を実施するとともに、就労継続支援A型事業所において障害者が健常者と共働する環境を整備する。

○ 生活支援の充実

- ・ 障害者自立支援協議会の意見等を踏まえ、グループホーム等の「住まいの場」の確保を図るとともに、就労継続支援事業所、生活訓練、地域活動支援センター等の「活動の場」の整備を推進する。
- ・ 就労継続支援事業所、放課後児童クラブ等の発達障害に関する対応ノウハウが不十分な場合に、発達障害者支援センターや発達障害者圏域支援センターが適切な生活環境や配慮等に関する助言を行う。
- ・ 自閉症等で強度行動障害をもつ人について、在宅や入所施設における支援状況に関する調査を行い、支援のあり方や支援体制等を検討する。

(4) 支援体制の整備

① 相談支援体制

現状と課題

- ・ 発達障害者支援センターや発達障害者圏域支援センターへの相談件数が急増しているが、相談支援機関の役割分担・連携体制が不明確である。
- ・ 発達障害者や家族等がどこに相談すればよいか分からない場合がある。

対策の方向性

○ ライフステージを通じた体系的な相談支援体制の構築

- ・ 一人一人の発達障害者について、ライフステージを通じて発達障害の特性を踏まえた相談支援が行われるよう、相談支援事業所、発達障害者圏域支援センター、発達障害者支援センター等が継続的に支援を行うとともに、各ライフステージに対応して、保育所・幼稚園、小・中・高校、放課後児童クラブ、児童発達支援事業等の支援を組み合わせる体制を構築する。
- ・ このため、発達障害者支援センターについて、京都府全域の発達障害者支援の中核機関として、発達障害者圏域支援センター・相談支援事業所等の支援のほか、府内の支援・連携体制の構築、人材養成、支援手法開発等の機能を強化する。また、発達障害者支援センターを京都府精神保健福祉総合センター内に移転し、精神保健医療との連携を強化する。
- ・ 発達障害者圏域支援センターについて、地域の中核的な相談支援機関として、圏域内のネットワークを作り、相談支援事業所等の支援を行うとともに、困難ケースの相談支援等を行うよう、発達障害に関する専門性の向上を図る。このため、発達障害者圏域支援センター職員を対象とした専門的・実践的な研修を発達障害者支援センターにおいて実施する。
- ・ 相談支援事業所について、地域の身近な相談支援機関として、相談支援従事者の発達障害の理解の向上を図る。このため、相談支援従事者を対象とした発達障害専門研修を実施する。

発達障害者に関する相談支援体制

	役割	実施内容
発達障害者支援センター(1か所)	府全域の発達障害者支援の中核機関	企画立案、府内の支援・連携体制構築、発達障害者圏域支援センター・相談支援事業所の支援、困難ケース対応、人材養成、モデル事業等
発達障害者圏域支援センター(6か所)	地域の中核的な相談支援機関	圏域内のネットワークづくり、相談支援事業所の支援、困難ケース対応、就労支援等
相談支援事業所(61か所)	地域の身近な相談支援機関	身近な相談支援

② 医療提供体制

現状と課題

- ・ 発達障害の診断を行う医療機関が少なく、初診待ち期間が長い。

- ・ 成人期の発達障害に対応できる医療機関が周知されていない。
- ・ 北部地域を中心に、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士等による発達障害者の療育体制が不足している。

対策の方向性

○ 発達障害に関する医療連携体制の構築

- ・ 発達障害の診断・療育を行う府内の医療機関に関する調査を行い、関係者で連携体制を協議し、発達障害に関する医療連携体制について府民に情報提供することを検討する。
- ・ 府立こども発達支援センターの診療体制を強化するとともに、発達障害を診療できる小児科医を育成する。
- ・ 府立舞鶴こども療育センターについて、人員体制の充実を検討し、北部地域における発達障害者の支援拠点として機能強化を図る。
- ・ 京都府保健医療計画に基づき、児童・思春期の発達障害やうつ病等の精神疾患患者に対して集中的・多面的に入院医療を提供するとともに、子どもの心の診療に専門的に携わる医師や関係専門職の育成等を行う、拠点機能の整備を検討する。

○ 療育等を行う専門職の育成〔後述〕

③ 福祉サービス提供体制

現状と課題

- ・ 平成 24 年4月に改正児童福祉法が施行されたが、児童発達支援センター、児童発達支援事業、放課後等デイサービス等の役割分担と連携のあり方に混乱が生じているとの指摘がある。
- ・ 発達障害者が就労継続支援事業所、生活訓練、地域活動支援センター等を利用する場合に、事業所の対応ノウハウが不十分なことがある。
- ・ 自閉症等で強度行動障害をもつ人について、在宅や入所施設において支援が困難となっている場合がある。

対策の方向性

○ 福祉サービス提供体制の整備

- ・ 改正児童福祉法の施行状況等を踏まえ、関係者で協議し、児童発達支援センター、児童発達支援事業、放課後等デイサービス等の整備のあり方や方向性等について検討する。
- ・ 障害者自立支援協議会の意見等を踏まえ、グループホーム等の「住まいの場」の確保を図るとともに、就労継続支援事業所、生活訓練、地域活動支援センター等の「活動の場」の整備を推進する。〔再掲〕
- ・ 就労継続支援事業所、放課後児童クラブ等の発達障害に関する対応ノウハウが不十分な場合に、発達障害者支援センターや発達障害者圏域支援センターが適切な生活

環境や配慮等に関する助言を行う。〔再掲〕

- ・ 自閉症等で強度行動障害をもつ人について、在宅や入所施設における支援の状況を把握し、支援のあり方や支援体制等を検討する。〔再掲〕
- ・ 災害時にも避難生活で発達障害者に適切な配慮がなされるよう、地域防災計画に基づき、必要な支援体制を確保する。

(5) 人材の育成

現状と課題

- ・ 療育等を行う専門職(作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士、保健師等)の育成や、発達障害の診断を行う医師の育成が必要である。
- ・ 発達障害の特性に応じた適切な相談支援が行われるよう、発達障害者支援に精通した相談支援従事者等の育成が必要である。
- ・ 「園支援」と判定された児童について、保育所・幼稚園の保育士等が園巡回等の支援を受けながら適切に対応できるよう、保育士等の資質向上に取り組む必要がある。また、発達障害者の保護者が孤立しないよう、ペアレントメンターの育成等が課題となっている。

※「ペアレントメンター」:発達障害者の保護者に対して、同じように発達障害のある子どもを持つ保護者が相談相手となって、悩みを共感し、自らの子育て経験を基に子どもへの関わり方等の助言

対策の方向性

- ・ 療育等を行う専門職(作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士等)を育成するため、障害者自立支援協議会で推薦された者に対する大学等の専門養成講座への派遣研修や、職能団体の委託研修等を実施する。さらに、研修を受けた専門職が療育等に従事できるよう、市町村に紹介する仕組みを構築する。

また、市町村保健師等を対象としてペアレントトレーニング指導者養成を実施する。

- ・ 府立こども発達支援センターの診療体制を強化するとともに、発達障害を診療できる小児科医を育成する。また、京都府保健医療計画に基づき、児童・思春期の発達障害やうつ病等の精神疾患患者に対して集中的・多面的に入院医療を提供するとともに、子どもの心の診療に専門的に携わる医師や関係専門職の育成等を行う、拠点機能の整備を検討する。〔再掲〕
- ・ 相談支援従事者を対象とした発達障害専門研修を実施する。また、発達障害者圏域支援センター職員を対象とした専門的・実践的な研修を発達障害者支援センターにおいて実施する。〔再掲〕
- ・ 保育士・教員・放課後児童クラブ職員等を対象とした発達障害の理解を深める研修、保育士・教員・放課後児童クラブ職員等を対象とした子どものほめ方教室(ペアレントトレーニング手法の普及)を実施する。また、ペアレントメンター養成等を実施する。〔再掲〕

(6) 発達障害の理解促進

現状と課題

- ・ 小・中学校の児童生徒の 6.5%が発達障害の可能性があるなど、多くの発達障害者が社会で生活しているが、外見からは分かりにくく、行政、企業、府民の発達障害の理解が不十分

な状況にある。

- ・ 発達障害は虐待、いじめ、不登校等の二次障害につながるケースがあり、また、本人・保護者の障害受容を進めるためにも、発達障害の正しい理解が重要である。

対策の方向性

○ 発達障害に関する周知啓発

- ・ 発達障害者を社会全体で見守り、府民が必要な配慮を行うことができるよう、発達障害の理解促進を図るための研修や講演会等を実施する。また、発達障害者を雇用する企業の事例について周知啓発を行う。その際、研修や講演会等について、それぞれの実施主体がばらばらに実施するのではなく、横の連携に留意しながら行う必要がある。
- ・ 発達障害者が生活の中で関わる機会の多い行政や企業の職員が、発達障害の理解を深め、必要な配慮を行うことができるよう、業種別の研修の開催を検討する。その際、発達障害以外の障害も含め、それぞれの障害の特性や必要な配慮等を学ぶことのできる研修とする必要がある。
- ・ 特別支援教育に対する地域社会の理解を促す機会を拡充するとともに、交流及び共同学習を充実するなど、障害の有無にかかわらず、誰もが共に暮らす社会を目指した取組を推進する。

○ 発達障害者や家族の支援

- ・ 発達障害者・家族が地域で孤立せず、発達障害者・家族同士のピアサポートを受けられるよう、ペアレントメンターの養成など、発達障害者・家族会の活動支援を推進する。
また、子育てフェスタ等の一般的な子育て支援の場において、発達障害者の保護者等に、ペアレントメンター等の発達障害者の子育てを経験した者が自らの経験等を伝える取組を推進する。
- ・ ひきこもり当事者の自立と社会参加を促進するとともに、ひきこもりを支える家族の負担を軽減するため、京都府家庭支援総合センターと民間支援団体の連携を強化し、ひきこもり相談窓口による来所・電話相談、家族教室、ひきこもり経験者が体験や助言を伝える「絆パートナー」派遣、臨床心理士や民間支援団体等の「チーム絆」による訪問支援等を推進する。

(7) その他

- ・ 発達障害者の防災、政治参加、司法、趣味・文化・スポーツ等に関する問題についても検討すべきとの意見があった。

京都府発達障害者支援体制整備検討委員会 委員名簿

(敬称略:五十音順)

氏 名	所 属 団 体
相澤 雅文	京都教育大学特別支援教育臨床実践センター教授
荒木 穂積	立命館大学大学院応用人間科学研究科教授
荒堀 由妃	京都府丹後保健所保健室保健師
岩城 克己	京都府教育委員会特別支援教育課長
大谷 多加志	京都府臨床心理士会理事
岡 美智子	京都府自閉症協会副会長
加藤 寿宏	京都府作業療法士会副会長
川高 寿賀子	京都府スーパーサポートセンター総括主事
木村 秀生	京都府言語聴覚士会副会長
小山 妃	京都府公立幼稚園園長会(東宇治幼稚園長)
高木 恵子	洛西愛育園知的障害児通園施設園長
竹村 忠憲	京都府発達障害者支援センターはばたき副センター長
谷口 信行	京都労働局職業安定部職業対策課課長補佐
辻村 実	京都府市長会(京丹後市障害者福祉課長)
中嶋 浩喜	京都府町村会(和束町福祉課長)
長谷川 福美	京都府立こども発達支援センターコーディネーター
東 壽亮	京都府特別支援学級設置学校長会(田辺小学校長)
樋口 幸雄	京都ライフサポート協会理事長
藤田 克寿	京都府医師会理事
藤村 真樹	京都障害者職業センター主任障害者職業カウンセラー
森本 昌史	京都府立医科大学大学院医学研究科准教授
弓削 マリ子	京都府中丹広域振興局健康福祉部長

オブザーバー

垣岡 正英	京都市保健福祉局障害保健福祉推進室施設福祉課長
-------	-------------------------